

町指定無形文化財(演劇)「八木節源太おどり」

指定年月日/平成一〇年四月三日 所在地/城里町大字下赤沢
管理・所有者/下赤沢民俗芸能保存会



下赤沢地区に伝わる「八木節源太おどり」は、お囃子・歌・踊りで構成される舞台芸です。お囃子には大太鼓・小太鼓・鉦・笛が使われ、一般的な八木節で使われる樽はありません。

歌は、「源太挨拶」をはじめ、「国定忠治」「荒神山」「青物づくし」「忠臣蔵」など一〇曲以上の歌詞が伝えられています。踊りは、花笠踊りの「安傘」「双傘」「流傘」「車傘」と、傘踊りの「弓張傘」「相々傘」などがあります。中でも「弓張傘」は、一段と激しく華やかな踊り

で公演の終尾を飾る演目となっています。

この地で「八木節源太おどり」が始まった時期については明確ではありませんが、大正時代にはすでに踊られていたようです。伝承では、地元鹿島神社の祭礼に栃木県芳賀郡深沢地区(茂木町)の地芝居を呼んだ際、地元の若者達が役者の練習を見て踊りを覚え、後に鹿島神社の夏祭りや女物の着物に赤い襷で踊ったのが始まりとされています。第二次世界大戦前には、祝い事の席などで盛んに踊られ、全盛期には近隣の市町村にまで旅芸をしたといわれています。

戦後は一時廃れましたが、昭和六〇年のつくば科学万博を機に復興し、各地で踊りを披露しています。今年は、四月二十九日に徳蔵寺の徳蔵大師祭で、七月三十一日には鹿島神社の祇園祭での公演が予定されています。

解説文/町文化財保護審議会会長 小山映一

問合せ 教育委員会事務局

☎029-288-3135

農業集落排水使用料の決定方法について

上入野地区、常北青山地区(上青山、下青山、春園、小坂、勝見沢、石塚の一部)及び古内地区の農業集落排水使用料は、5月1日現在の世帯員数で計算されます。

◇ 一般家庭用農業集落排水使用料の算定方法

1か月の使用料(税込)

基本料金	人員割(1人につき)
1,620円	540円

参考: 人数別使用料一覧表(税込)

人員	計 算 方 法	使用料
1人	1,620円+(540円×1人)	2,160円
2人	1,620円+(540円×2人)	2,700円
3人	1,620円+(540円×3人)	3,240円
4人	1,620円+(540円×4人)	3,780円
5人	1,620円+(540円×5人)	4,320円
6人	1,620円+(540円×6人)	4,860円

注: 届出は毎年必要です!

居住実態を把握するため、毎年5月1日現在の世帯員数を確認する必要があります。通知書に記載された人数が居住実態と異なる場合には毎年その旨を届け出てください。

<人員の確認方法>

家庭用使用料の基準となる人員は、毎年5月1日の住民基本台帳に基づき決定し、5月上旬に決定通知を送付します。

Q 決定通知の世帯員数と実際の居住実態が違う場合にはどうすればいいですか?

A 住民基本台帳と実際の居住実態に相違が生じている場合は、下水道課へご連絡ください。

Q 基準日以降に転出・死亡・転入・出生等により世帯員数の変更があった場合はどうすればいいですか?

A 使用者変更届(人員変更届)を下水道課へ提出してください。

◇ 事業所における農業集落排水使用料の算定方法

事業所の使用人員は申告により町長が決定します。なお、基準日は一般家庭用と同一になります。

問合せ 下水道課 ☎029-288-7377